

## マイナンバー制度が始まりました



1月1日から運用が始まった「マイナンバー制度」。正式には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にもとづく制度です。

法律の名前からもおわりの通り、基本的には行政の利便性を高めることを目的としたものであることから、行政手続等においては便利になるものの、番号自体の管理・運用等については結果的に会社・企業、個人にも重大な責任が負わされることとなります。

昨年末から、学校職員についても「マイナンバー」の報告が教職員事務センターから求められています。学校での番号の複写の禁止や事務センターでの取扱者の限定、保管管理の厳格化など、情報流失を防ぐ手立てをこうじてありますが、危険と隣り合わせの状況が出てくるかもしれません。

さて、昨年10月以降みなさんのお手元に届いたのは「マイナンバー通知カード」です。「個人番号カード」とは別物です。「個人番号カード」申請することにより交付されますが、申請するにあたって十分考慮し判断することが大切です。

### そこでいくつかのポイントを！！

1. いまみなさんの手元にあるのは「個人番号通知カード」です。郵送時に同封されていた申請書を出すことにより、この「個人番号通知カード」と交換でICチップ・個人写真の付いた「個人番号カード」が交付されます。しかし、あくまで任意であり、強制ではありません。
2. 現在「個人番号通知カード」が届いていない人はいませんか？  
届いていない場合は、住民登録をしている自治体で保管しています。身分証明書を持参して、市役所等の窓口に取りに行きましょう。
3. 内閣府曰く「マイナンバーは、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続き以外で利用することはできません。これらの手続きに必要な場合を除き、民間事業者が従業員や顧客などにマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を収集し、保管することもできません。」とのこと。逆に言えば「税や社会保険がらみなら収集できるし保管できる」と言うことなので、このことを利用して番号を聞き出そうとする悪意の第三者が出てこないとも限りませんのでご注意ください！！
4. 同じく内閣府によると「法律や条例で定められた手続き以外の事務でも、申請により交付を受けた『個人番号カード』を身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合は、『個人番号カード』の裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。」とのこと。なので、間違っても、クレジットの申込などで運転免許証のように利用しないようご注意ください！！

ちなみに、学校では「マイナンバー」の保管や複写は禁止されています。

主なマイナンバーに係る情報公開ホームページ・・・参考まで →

内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>  
総務省 [http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/index.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html)  
政府広報 <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/point/>